

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ N―(一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル)―五―
―ブロモ―一―ブチル―H―インダゾール―三―カルボキシアミド (ADB
―五Br―BUTINACA) 及びその塩類
- ロ N―エチル―二―(二―「(四―イソプロポキシフェニル)メチル」―五―
ニトロ―H―ベンゾ「d」イミダゾール―一―イル)エタン―一―アミン (N
―Desethylisotoniazene) 及びその塩類
- ハ (二R・三R)―一―(ベンゾ「d」「二・三」ジオキソール―五―イル)
―三―メチルモルフォリン、(二S・三S)―一―(ベンゾ「d」「二・三」
ジオキソール―五―イル)―三―メチルモルフォリン (三・四―MDPM、三
―MDPM、三・四―Methylenedioxyphenmetrazine) 及びそれらの塩類

二 効力発生の日

令和六年八月八日